

豊中市消費者教育推進計画素案（概要）

第1章 消費者教育推進計画の策定の背景と必要性

1. 消費者を取り巻く環境の変化

インターネット通販の普及やキャッシュレス化等の決済手段の多様化が進むなか、民法の120年ぶりの大改正や成年年齢の引き下げなど商取引形態等が変わることとなりました。また、少子高齢化の進展に伴う高齢者を狙った詐欺被害・トラブルが多発する一方、エコ・省エネ・省資源等の環境などに配慮した消費活動が求められるなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。（素案P1）

2. 国、大阪府の動き（素案P2）

3. 本市における取組み状況（素案P3～7）

4. 本市における消費者教育にかかる課題と計画策定の必要性

架空請求等の犯罪性の高いトラブルと、通常取引時の契約知識不足によるトラブル等に二分され、また少子高齢化の進展や成年年齢引き下げに伴うトラブルの増加が危惧され、消費者教育の推進が求められています。こうしたことから、これまでの市の取組みを体系的に整理するとともに、市民や事業者、市民活動団体、関係機関と総合的かつ一体的に推進することが必要なため、消費者教育推進計画を策定するものです。（素案P8）

5. 計画の期間：第4次豊中市総合計画と同様に、平成30年度から平成39年度までの10年間の計画期間とし、5年目の平成34年度を中間見直し年度とします。（素案P8）

第2章 消費者教育推進計画の基本的考え方と取組みの方向

1. 消費者教育推進計画の基本的考え方とめざすべき姿

消費者被害を未然に防止するための啓発・注意喚起の取組み及び消費者市民社会※の構築に向けた消費者教育を進めます。（素案P9）

＜めざすべき姿＞

**学び、考え、行動する消費者を育み、
消費者市民社会の構築をめざします。**

2. 消費者教育推進計画の体系的推進の取組みの方向

（1）消費者教育が育むべき力（素案P10～11）

- ① 消費者市民社会の構築に関する領域
- ② 商品やサービス等の安全に関する領域
- ③ 生活の管理と契約に関する領域
- ④ 情報とメディアに関する領域

（2）多様な場における取組み及び消費者の特性に配慮した取組みの実施

① 多様な場における取組みの方向

学校（就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等）や地域、家庭、職域といった多様な場における消費者教育を進めていきます。（素案P12）

② 消費者の特性に配慮した取組みの方向

高齢や病気・障害等により判断力が不十分になっていることや、外国からの移住等による消費生活情報の不足により被害に遭いやすい人等に対して、消費者教育を進めていきます。（素案P12）

（3）多様な主体との連携・協働（素案P13）

- ① 国、大阪府等との連携・協働
- ② 消費者行政と他の専門行政との連携・協働
- ③ 市と消費者団体、事業者団体等との連携・協働

【重点取組み】

- ☆ 新成年年齢(18歳)前後の若者世代への消費者教育の推進
- ☆ 65歳以上の高齢者世代への消費者教育の推進
- ☆ 各種支援・相談窓口や関係機関等との連携・協働の充実

3. 消費者教育推進計画の基本的考え方と取組みの方向のまとめ（素案P14）

第3章 消費者教育推進計画の取組み体系

1. 本市における消費者教育の取組み状況（素案P15）

2. 消費者教育推進計画の取組み体系

（1）多様な場における取組み（素案P16～24）

① 学校（就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等）における取組み
学習指導要領等に基づく学校等の授業はもとより、出前教室や消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

② 地域における取組み

様々な市民活動団体等と連携し、高齢者、若者等への出前講座や消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

③ 家庭における取組み

冊子の発行やホームページ、メール配信等、様々な媒体を活用した消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

④ 職域における取組み

事業活動における消費者への配慮の促進や従業員への消費者教育のため、消費生活情報の提供等により取り組んでいきます。

（2）消費者の特性に配慮した取組み

高齢者や障害のある人等、外国人等の各種相談・支援窓口等で消費生活情報の提供・共有により、消費者の特性に配慮し取り組んでいきます。（素案P25）

【取組み例】

＜重点取組み＞

- ・高校・大学等への消費生活情報の提供等の実施（新規）
- ・老人クラブや自治会、事業者向けの移動消費者教室「くらしのひろば」の実施（拡充）
- ・就労希望者向け消費者啓発講座等の実施（新規）
- ・介護保険事業者連絡会等との協働による地域の見守り活動の取組みに対する消費生活情報の提供等の実施（拡充）

＜主な取組み＞

- ・食品ロス削減をテーマにした絵本「きょうのきゅうしょくな～にかな」や「とよなか食品ロス・ゼロハンドブックvol.2」のこども園等で配布
- ・子育て支援部局等と連携し、消費生活情報の提供等の実施（新規）
- ・消費者教育用副読本「くらしのノート」を活用した小学校・中学校向け出前教室の実施（拡充）
- ・消費生活情報紙「くらしの情報」の配布や「くらしの安心メール」の配信、ホームページによる情報提供

【取組み例】

＜重点取組み＞

- ・消費者安全確保地域協議会や特殊詐欺被害防止対策連絡会議等との連携・協働の充実（拡充）

＜主な取組み＞

- ・消費生活情報紙「くらしの情報」点字版の市内公共施設での配架

第4章 今後の消費者教育の計画的な推進

1. 推進体制

各部局が実施する消費者教育に関する事業を、学校や市民活動団体、事業者・事業者団体、福祉関係者等と連携・協働し、総合的かつ一体的に推進していきます。（素案P27）

2. 進行管理

「豊中市消費者教育推進計画連絡会議（仮称）」を設置し、消費者教育推進計画の進捗状況を確認・情報共有し、その結果を消費生活審議会において点検・評価等を行い、PDCA（計画・実施・点検・改善）サイクルにより消費者教育推進計画を推進していきます。（素案P28）